

第 2 回再就職等監視委員会 議事要旨

1. 日 時：平成24年4月5日（木）15：00～16：55
2. 場 所：大手町合同庁舎3号館9階 再就職等監視委員会 委員会室
3. 出席者：羽柴委員長、伊東委員、篠原委員、番委員、笠委員、吉住事務局長、古田参事官

4. 議事等

(1) 制度の説明

- 再就職等規制の例外承認及び再就職等規制違反行為の調査等についての説明・質疑が行われた。
- 再就職等監察官制度についての説明・質疑が行われた。

(2) 「再就職等規制違反行為に係る調査等に関する規則」が決定された。

(3) 第1回再就職等監視委員会の議事録が確認された。

5. 委員指摘事項等

○ 再就職等規制の例外承認について

- ・ 働きかけ規制の例外承認は電気等の継続的給付の場合があるが、競合企業が増える電力自由化等の流れがある中で、本当に契約担当職員に裁量の余地が少ないのか、委員会として注意して見ていかなければならない。

○ 再就職等規制違反行為の調査等について

- ・ 最終的に規制違反とまではいえないが不適切な行為が行われていた場合にも、任命権者に何らかの勧告をするのが相当なケースがあるのではないか。
- ・ 調査等の過程での判断基準は法令に基づく「公務の公正性の確保」が基本だが、それに限らず、公務への信頼確保といった視点をもって監視していくことも重要ではないか。
- ・ 規制違反を立証するためには、委員会として監察官をどのように活用して証拠集めをするのが重要な課題。
- ・ 調査の運用ルールを厳格に定めることで、かえって委員会の調査活動が硬直化しないよう注意すべき。
- ・ OBからの働きかけがなくとも現職職員がOBの意思を忖度して情報提供する場合や、利害関係のあるポストに就いた時には求職活動しないが、当該ポストへの異動前又は異動後に求職活動を行う場合などの抜け道的な行為にどう対処していくか、検討が必要。
- ・ 求職活動が退職後であると主張している場合であっても、退職後近接した時期に再就職しているような時には、退職前に規制違反に該当する求職活動をしていたと考えられる場合があるのではないか。
- ・ あっせんや働きかけなどの規制違反行為は確たる証拠が残りにくいものなので、どのようにしてそうした行為があったかも知れないとの端緒情報を把握し、また、事実認定を行うかの検討が必要。

○ 非常勤再就職等監察官について

- ・ 監察官の人選に当たっては、様々な調査ニーズに応えられるよう多様な人材に目を向けることも必要。

6. 次回予定

次回会議は、平成24年4月24日（火）17：00に開催することとなった。

(注)本議事要旨の内容については、今後変更の可能性があります。